

海外子会社への投資パターンの選択と効率的な資金回収

～配当、利子、ロイヤリティ等での回収と税務上の論点を中心に～

●プログラム●

【開催主旨】

日本の親会社（本社）が海外子会社から資金を回収する必要性は、いろいろなタイミングで生じます。いわゆる海外子会社の余剰資金の回収のみならず、本社経費の配賦、海外子会社の支援に要した直接的な費用の回収、また本社での現金資産の確保というニーズも想定できます。こうした資金は、通常、配当、利子、ロイヤリティといった形態で回収されることとなります。

本セミナーでは、資金回収を効率的に行うための税務上の留意点及びそもそもの投資形態の選択時に考えておくべき事項について解説します。また、平成29年度税制改正による影響についても解説します。

◆日時：2017年2月15日（水） 13:30～17:00

◆会場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」

◆講師：PWC 税理士法人 国際税務サービスグループ ディレクター 品川 克己氏

【略歴】

89年より大蔵省主税局。90年7月より同国際租税課にて国際課税関係の政策立案・立法及び租税条約交渉等に従事（主に、移転価格税制、タックスヘイブン税制を担当）。96年ハーバード・ロースクールにて客員研究員。

97年より00年までOECD租税委員会に主任行政官として出向（在フランス）し、「OECD移転価格ガイドライン」及び「OECDモデル条約」の改定、及び関連会議の運営に従事。01年9月財務省を辞職し現職。08年6月より12年6月までPwCシンガポール（Japan Desk）を兼務。税務大学校講師。

【主な著書】

「新日米租税条約の実務」（税務研究会）、「日本・ベトナム租税条約の解説」（日本租税研究会）、「中国税務総覧・実務と対策」（第一法規出版：共著）、「TAX&LAW 国際税務の実務と対策」（第一法規出版：共著）、「事業再編—税務ハンドブック」（中央経済社：共著）、「国際税務ハンドブック」（中央経済社：共著）他

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 **FAX 03-5215-0951**

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申し込みいただけます

●受講料● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

●申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→

【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

161572-0601	※2017.2.15 海外子会社への投資パターン		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前 前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前 前	
e-mail			

海外子会社への投資パターンの選択と効率的な資金回収

～配当、利子、ロイヤリティ等での回収と税務上の論点を中心に～

1. 海外子会社からの資金回収における留意点

- (1) 支店と子会社の比較
- (2) 資金回収が必要となる場面と留意点
- (3) 税務上の留意点—総論

2. 配当による資金回収の論点

- (1) 外国子会社配当の非課税（平成 27 年度改正）
- (2) 源泉税のインパクト
- (3) 中間持ち株会社の利用（アジア地域でのケースの増大）
- (4) ハイブリッド金融商品（BEPSで問題視。）
- (5) タックスハイブンを対策税制の強化

3. 利子による資金回収の論点

- (1) 現地法人税における損金性
- (2) 源泉税のインパクト（租税条約の活用）
- (3) 親会社による債務保証
- (4) グローバル財務センター（シンガポールにおける優遇税制）
- (5) ハイブリッド事業体（海外M&Aでの活用）

4. ロイヤリティ等による資金回収の論点

- (1) 現地法人税における損金性
- (2) 源泉税のインパクト
- (3) 無形資産に係る論点（実際の課税事案を例に検討）
- (4) 知財管理会社（スターバックス、グーグルの例を検討）
- (5) コストシェアリング（マイクロソフトの例を検討）

5. 平成 29 年度税制改正による影響